

認定放送持株会社
認定申請マニュアル
(第3版)

平成27年6月
総務省情報流通行政局
(担当課：地上放送課)

目 次

1 はじめに 1

2 申請書記載例 3

3 Q & A 19

4 参考資料 25

・ 制度概要、資産要件計算式、条文

5 申請様式 32

6 関係法令抜粋 49

・ 放送法

・ 放送法施行規則本文

・ 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並び
に表現の自由享有基準の特例に関する省令

はじめに

放送のデジタル化や通信と放送の融合が進展する中、地上放送事業者に関し、地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等についての多額の資金調達や、競争激化による経営の一層の効率化が大きな経営課題となっています。

持株会社によるグループ経営は、こうした経営課題への有効な対応策の一つであることから、これを放送事業者の経営の選択肢とするため、地上放送事業者を子会社とする認定放送持株会社制度が平成20年4月に導入されました。

本マニュアルは、認定までの手続を記載したものです。

基本事項

1以上の地上基幹放送事業者を子会社とし、2以上の基幹放送事業者を関係会社としようとする会社等は、総務大臣の認定を受けることができます。

認定を受けることにより、下記のような法的効果があります。

- ①外資規制の直接適用
- ②マスメディア集中排除原則の緩和
- ③認定放送持株会社への出資規制

審査事項

認定放送持株会社の申請については、放送法第159条第2項に基づき審査を行います。

審査事項は、下記のとおりです。

- 1 申請対象会社が株式会社であること。
- 2 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。
- 3 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者（これに準ずるものを含む。）の株式の取得価額等の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれること。
- 4 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。
- 5 外国人等が特定役員（※）でないこと。
- 6 外国人等が直接又は間接に申請対象会社の議決権を20%以上有していないこと。
- 7 申請対象会社及び役員が放送法、電波法等の違反履歴がないこと。

（※）特定役員：基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第三条で定める役員

認定までのスキーム

1 認定希望者の事前準備

総務省情報流通行政局地上放送課にご相談下さい。

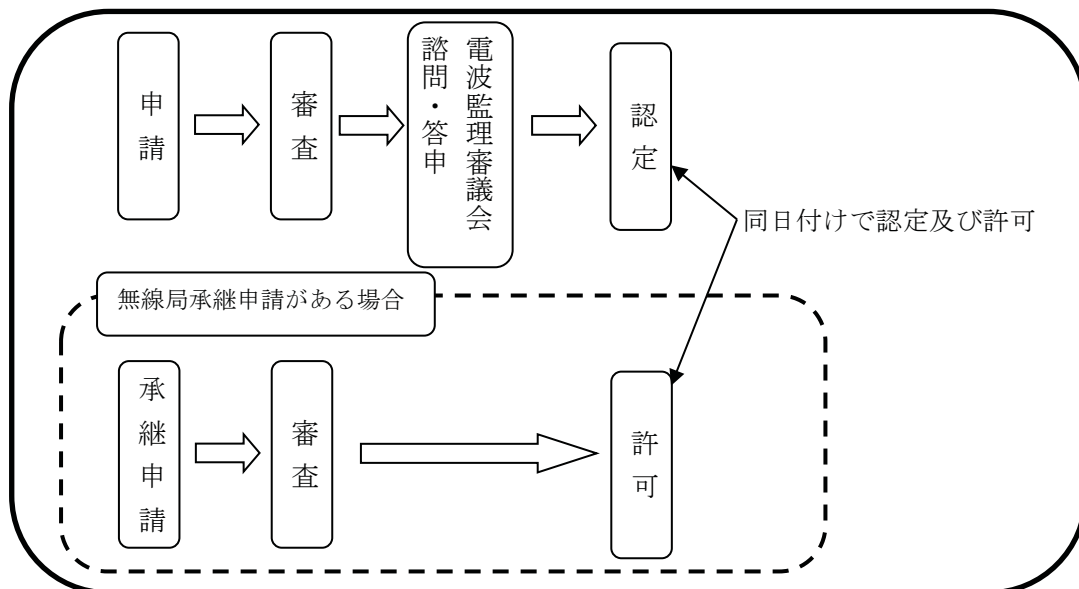
認定に当たって、電波監理審議会（原則として毎月1回開催）へ諮問する必要があるため、十分に時間的な余裕をもってスケジュールを立てられることをお勧めします。

また、現在ある基幹放送事業者が会社分割等により、認定放送持株会社へ移行する場合には、無線局（放送局及び放送事業用無線局）の免許承継が必要となるケースもありますので、ご注意下さい。

2 認定放送持株会社に係る認定手順

申請書提出後、総務本省において審査を行い、電波監理審議会に諮問します。

電波監理審議会において、認定を行うことが適当であると認められた場合、答申後、速やかに認定書を交付いたします。



3 申請書の提出

申請書は、総務省情報流通行政局地上放送課にご提出下さい。

提出部数は、申請書（放送法施行規則別表第60号様式）及び事業計画書（同別表第61号様式）各2部となります（ただし、定款及び全部事項証明書は1部）。

また、認定時に一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有、若しくは二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有しておらず、認定後に保有することになった場合は認定放送持株会社子会社等保有届出書（別表第63号）を提出する必要があります。

無線局の免許承継申請については、管内の総合通信局へご提出下さい。

認定申請書の記載例は次頁以降をご覧ください。

4 その他

申請手数料は不要ですが、認定後、登録免許税（150,000円）の納付が必要となります。

地上放送課から納付のご案内をいたします。

<別表第六十号 記載例>

認定放送持株会社認定申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 100-1234
住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
(ふりがな)
名 称 ^{かぶしきがいしゃ}株式会社〇〇テレビ
(ふりがな)
氏 名 代表取締役社長 ^{そうむ} 総務 ^{たろう} 太郎
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。

1 申請対象会社に関する事項

名 称	株式会社〇〇テレビ (平成〇〇年 ×月××日付にて「株式会社〇〇〇ホールディングス」に商号変更予定) ⇒基幹放送事業者が分割等による認定放送持株会社への移行とあわせて商号変更を予定している場合の記載例	
住 所	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇	
代 表 者 氏 名	代表取締役社長 総務 太郎	
事務上の連絡先	担 当 部 署	〇〇〇ホールディングス移行準備室
	住 所	東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
	担 当 者	担当係長 〇〇 〇〇
	電 話 番 号	(03) 1111-2222
欠格事由の有無 (注1)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

記載に当たっての注意事項

注1 欠格事由の有無は、法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

注2 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金 (A) 千円	出資の額 (B) 千円	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
地上基幹放送事業者	(株)〇〇〇テレビ	民間放送業	5,000,000	15,000,000	100.0%	平成〇〇年〇月〇日付会社設立、免許承継予定
地上基幹放送事業者	(株)〇〇〇ラジオ	民間放送業	500,000	1,200,000	100.0%	
その他	(株)〇〇テレビ	テレビ番組、CM等の制作	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇企画	放送番組販売、番組制作等	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇照明	放送舞台等の照明技術	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇プラン	放送番組等の企画制作・技術・中継等	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇ミュージック	音楽著作権の取得及びその利用開発	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇〇〇〇	広告代理・事業企画制作等	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇人材センター	有料職業紹介事業・労働者派遣業	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇テック	情報サービス業	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇総合研究所	研究・情報収集	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)a a a a	デジタルコンテンツ制作	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	(株)〇〇〇コーポレーション	その他	xxx,xxx	xxx,xxx	xx.x%	
その他	AAAA INTERNATIONAL CO. LTD	映画の企画開発、投資	xx 千 US\$	xx 千 US\$	xx.x%	
子会社全てについて記述						

- ※1 平成〇〇年〇月〇日現在の予定を記載しています。
- ※2 出資先が外国法人の場合、出資時の通貨で記載しています。
- ※3 出資の額、出資の比率は、子会社による出資分も記載しています。

記載に当たっての注意事項

注1 区分の欄は、申請対象会社、地上基幹放送の業務を行う者、地上基幹放送の業務以外を行う基幹

放送事業者又はその他の別を記載すること。

注2 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

注3 申請対象会社及び各子会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
(株)〇〇〇テレビ	民間放送業	10,000,000	4,000,000	40.0%	
(株)ラジオ〇〇〇	民間放送業	12,000,000	3,000,000	25.0%	
(株)テレビ〇〇〇	民間放送業	20,000,000	1,000,000	5.0%	役員兼任比率 1/3

注1 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

注2 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

4 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額等の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額等の合計額 (a)	200,000,000千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	356,000,000千円
割合(a)/(b)×100	56.18%

※各項目の内訳及び割合の計算については、別紙を参照して下さい。

記載に当たっての注意事項

注1 別紙にその内訳を記載すること。

注2 (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれることを証する書類を添付すること。

⇒割合の計算の際の分子となる(a)については、株式の取得価額のほか、「放送の業務（密接関連業務）に係る流動資産の額」を放送法施行規則第183条の2により計算するものとし、最終の損益計算書に計上された収益の額が分かる書類及びそのうち放送の業務に係る収益の額が分かる書類を添付してください。

割合の計算の際の分母となる(b)については、放送法第159条第2項第3号及び放送法施行規則第184条により計算するものとし、申請対象会社の貸借対照表及び貸借対照表の資産のうち、総資産額の額から控除する額とその明細がわかる資料を添付してください。

(分子)

①子会社等（子会社及び関連会社）である基幹放送事業者等（②の子会社等を除く）の株式の取得価額	(xx, xxx, xxx)
+	
②主として基幹放送事業者の放送業務の密接関連業務を行う子会社等の株式の取得価額	(xx, xxx, xxx)
+	
③放送の業務（密接関連業務を含む）の用に供する設備その他有形又は無形固定資産の額	(xxx, xxx, xxx)
+	
④子会社等である基幹放送事業者等に係る貸付金の額	(x, xxx, xxx)
+	
⑤放送の業務（密接関連業務を含む）に係る流動資産の額	(x, xxx, xxx)

(分母)

申請対象会社の総資産の合計額	(xxx, xxx, xxx)
－ ⑥子会社等以外の者に係る投資その他の資産の額	(xxx, xxx, xxx)

= 56.18%

※ ③の資産額の明細については、次ページの貸借対照表を参照

分割前の貸借対照表		持株会社の貸借対照表		分割後の子会社の貸借対照表
科目	計上額	計上額	うち、放送の業務(密接関連業務を含む)の用に供する設備その他有形又は無形固定	計上額
現金・預金	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
受取手形	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
売掛金	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
有価証券	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
番組勘定・制作費	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
貯蔵品	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
前渡金	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
前払費用	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
繰延税金資産	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
その他流動資産	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
貸倒引当金	-xx,xxx,xxx	-xx,xxx,xxx		-xx,xxx,xxx
流動資産合計	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx	0	xxx,xxx,xxx,xxx
建物	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx
本社ビル	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
新宿中継車庫	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx
上記以外	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
建物付属設備	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx
本社	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
新宿中継車庫	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx
上記以外	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
構築物	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx
本社	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
〇〇〇〇	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
新宿中継車庫	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
〇〇〇〇	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
上記以外	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx	0	xxx,xxx,xxx
機械及び装置	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	0	xx,xxx,xxx,xxx
航空機	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	0	x,xxx,xxx
車両運搬具	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx	0	xxx,xxx,xxx
工具器具備品	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx		x,xxx,xxx,xxx
土地	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
〇〇〇〇	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx		x,xxx,xxx,xxx
新宿中継車庫	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇敷地	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
上記以外	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
建設仮勘定	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx		x,xxx,xxx,xxx
有形固定資産合計	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx
のれん	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
借地権	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx
商標権	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
ソフトウェア	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
その他無形固定資産	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
無形固定資産合計	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx
投資有価証券	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx,xxx
内国株式	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇株	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
株〇〇〇〇〇	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
株〇〇〇〇〇	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
上記以外	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx,xxx
外国株式	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇〇〇〇〇	xxx,xxx	xxx,xxx		xxx,xxx
〇〇〇〇〇〇〇〇	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
上記以外	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
公社債等	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
関係会社株式	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
子会社株式	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
〇〇〇テレビジョン	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
〇〇〇ラジオ	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
〇〇〇〇〇	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
〇〇〇〇	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
上記以外	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
関連会社株式	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇〇〇〇	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇〇〇	xx,xxx	xx,xxx		xx,xxx
〇〇〇〇	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
〇〇〇〇〇	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
上記以外	xx,xxx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx,xxx
その他関係会社等有価証券	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx		x,xxx,xxx,xxx
〇〇有限責任事業組合	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
〇〇〇〇〇〇〇〇	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
〇〇〇合同組合	xx,xxx,xxx	xx,xxx,xxx		xx,xxx,xxx
上記以外	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx		x,xxx,xxx,xxx
出資金	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx,xxx
従業員長期貸付金	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx		x,xxx,xxx
長期前払費用	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx
長期繰延税金資産	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx		x,xxx,xxx,xxx
その他の投資	x,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx		x,xxx,xxx,xxx
貸倒引当金	-xxx,xxx,xxx	-xxx,xxx,xxx		-xxx,xxx,xxx
投資その他の資産合計	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx,xxx
固定資産合計	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx		xxx,xxx,xxx,xxx
資産合計	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx,xxx

⇒ 資産要件計算に際し、放送の業務（密接関連業務を含む）の用に供する設備その他有形又は無形固定資産の額の明細がわかるように記述して下さい。（様式は問いません）

5 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益	600,000,000	610,000,000	620,000,000	630,000,000	640,000,000
営業収益	550,000,000	555,000,000	560,000,000	570,000,000	580,000,000
営業外収益	50,000,000	55,000,000	60,000,000	60,000,000	60,000,000
2 費 用	580,000,000	585,000,000	590,000,000	595,000,000	600,000,000
営業費用	530,000,000	535,000,000	530,000,000	540,000,000	550,000,000
営業外費用	50,000,000	50,000,000	60,000,000	55,000,000	50,000,000
3 当期経常損益	20,000,000	15,000,000	30,000,000	35,000,000	40,000,000
備 考					

記載に当たっての注意事項

- 注1 申請対象会社及びその子会社を含めて作成すること。
- 注2 別紙において、申請対象会社及びその子会社のそれぞれの見積書を作成すること。
- 注3 事業収支の見積りについての参考となる資料を添付すること。
- 注4 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置及び収支の見込みに関する重要な事項を記載すること。
- 注5 直近3箇年の申請対象会社及びその子会社の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

6 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	2,500,000
--------	-----------

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に 対する議決権の 数及び比率	特定株式に係る 株主に関する事 項	備考
〇〇(株) (代)取締役社長(常) 〇〇 〇〇	東京都千代田 区〇〇	〇〇業	250,000 (10.00%)	—	—
1%以上の株主全てについて記述					

- ※1 平成〇〇年〇月〇日現在の状況です。
- ※2 外国法人に関しても会社法上の議決権比率で算出しています。
- ※3 議決権比率は、小数第3位を四捨五入しています。

記載に当たっての注意事項

- 注1 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関

する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式（第 204 条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。）に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者（第 207 条第 5 項第 3 号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。）である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- 3 議決権制限株式の数

注 2 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

注 3 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が 100 分の 1 以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

注 4 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

注 5 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注 6 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

注 7 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 出資の予定のものについてはその旨

注 8 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(2) 外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権 に対する 比率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等が 当該出資者 に占める議 決権の比率	当該外国人 等が申請対 象会社に対 し間接に占 める議決権 の比率	備考
エービーシーティーフ アント	1 ABCD STREET LONDON EA1, UK	金融業	3.50%	—	—	—	英国法人
0. 1%以上直接保有する外国株主全てについて記述							
外国人等の直接に占める議決権 のうち 1000 分の 1 未満の比率の ものの計			1.20%				

計	外国人等の直接に占める議決権の比率の計			外国人等の間接に占める議決権の比率の計	
	18.00%			1.02%	
合計	外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計				
	18.02%				

※1 平成〇〇年〇月〇日現在の状況です。

※2 議決権比率は、小数第3位を四捨五入しています。

記載に当たっての注意事項

- 注1 外国人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者及び同号ロ(2)に掲げる者並びに第185条第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。
- 注2 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の注4から注6までに準じて記載すること。
- 注3 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。
- 注4 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。
- ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。
- イ 第185条第3項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。
- 注5 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を越える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。
- 注6 備考の欄は、(1)の注7ア及びイに準じて記載すること。また、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考
そうむ たるう 総務 太郎	東京都千代田区	代表取締役社長		〇〇テレビ(株) 非常勤取締役	
役員全員（監査役を含む）について記述					

記載に当たっての注意事項

- 注1 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
- 注2 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- 注3 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを注2に準じて記載すること。
- 注4 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - ウ 予定のものについてはその旨
- 注5 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの（主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。）の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
子会社	基幹放送事業者	㈱〇〇〇テレビ	100.0%	15,000,000	平成〇〇年〇月〇日付会社設立予定
子会社	基幹放送事業者	㈱〇〇〇ラジオ	100.0%	1,200,000	
関連会社	基幹放送事業者	㈱ビーエス〇〇	40.0%	1,000,000	
関連会社	一般放送事業者	㈱シーエス〇〇	35.0%	100,000	直接保有 30.0%
合計				17,300,000	

※平成〇〇年度3月期勘定内訳明細書添付

注1 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者、又は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

注2 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
子会社	放送番組の制作等	㈱〇〇テレビ	テレビ番組の制作を主な業務とするため	60.0%	150,000	
子会社	放送番組の制作等	㈱〇〇企画	放送番組販売、番組制作等	100.0%	200,000	
子会社	放送番組の制作に必要な装置の作成等	㈱〇〇照明	放送舞台等の照明技術を主な業務とするため	100.0%	60,000	直接保有33.3%
子会社	放送番組の制作等	㈱〇〇プラン	放送番組等の企画制作・中継等を主な業務とするため	70.0%	400,000	
関連会社	放送番組に係る著作物の複製物の作成・頒布、放送に係る音楽著作物の管理・運用	㈱〇〇ミュージック	放送番組に係るオーディオ・ビデオソフトの制作販売を主な業務とするため	35.0%	80,000	

主として一般放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等 全てについて記述					
合計					182,700,000

※平成〇〇年度3月期勘定内訳明細書添付

記載に当たっての注意事項

- 注1 業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。
注2 記載した内容を証する書類を添付すること。

(3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額 (A)	50,000,000千円
(A)のうち放送の業務に係る収益の額 (B)	40,000,000千円
流動資産の合計額 (C)	35,000,000千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C) × ((B) / (A))	28,000,000千円

- 注1 記載した内容を証する書類を添付すること。
注2 放送の業務に係る収益の額は、第183条の2第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

(4) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額 (千円)	備考
有形固定資産	建物・附属設備・ 構築物	(株)〇〇〇テレビ	xxx,xxx	本社ビル
無形固定資産	借地権	〃	xxx,xxx	同上敷地
有形固定資産	建物・附属設備・ 構築物	〃	xxx,xxx	新宿中継車庫
有形固定資産	土地	〃	xxx,xxx	同上敷地
合計			x,xxx,xxx	

- 注1 主要な資産ごとに記載すること。
注2 記載した内容を証する書類を添付すること。

(5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金 (設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。)

貸付先	貸付金の額 (千円)	備考
(株)〇〇〇ラジオ	x,xxx,xxx	
合計		x,xxx,xxx

注1 主要な資産ごとに記載すること。

注2 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	投資先等	資産の額（千円）	備考
投資有価証券	上場株式	(株)○○○○○○○○	xxx, xxx	
投資有価証券	:	(株)○○○○○○○	xxx, xxx	
投資有価証券	:	(株)○○○○○	xxx, xxx	
投資有価証券	非上場株式 (系列放送会社)	(株)○○○○テレビ	xxx, xxx	
投資有価証券	:	(株)○○○○放送	xxx, xxx	
投資有価証券	:	(株)○○放送	xxx, xxx	
投資有価証券	非上場株式 (一般)	○○○○○○○(株)	xxx, xxx	
投資有価証券	:	○○○○(株)	xxx, xxx	
投資有価証券	:	(株)○○	xxx, xxx	
投資有価証券	公社債等	XXXXXXXXXXXX	xxx, xxx	
その他投資	ゴルフ会員権	(株)○○○○○	xxx, xxx	
その他投資	:	(株)○○○○○○○	xxx, xxx	
合計			xxx, xxx	

※平成○○年度3月期勘定内訳明細書添付

記載に当たっての注意事項

注 記載した内容を証する書類を添付すること。

3 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

(株)○○○ホールディングス	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx
営業収益	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx
営業外収益	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx
2 費 用	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx
営業費用	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx	xxx, xxx, xxx
営業外費用	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx	x, xxx, xxx
3 当期経常損益	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx
備考					

(株)○○○テレビ	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx
営業収益	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx	xx, xxx, xxx

営業外収益	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
2 費 用	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX
営業費用	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX
営業外費用	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
3 当期経常損益	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX
備 考					

(株)〇〇〇ラジオ	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度	(xx) 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX
営業収益	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX
営業外収益	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
2 費 用	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX
営業費用	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX	XX, XXX, XXX
営業外費用	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
3 当期経常損益	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX	X, XXX, XXX
備 考					

以下、子会社全てについて各社毎同様に記述

記載に当たっての注意事項

- 注 1 申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。
- 注 2 項目の欄は適宜必要な項目を追加して作成すること。
- 注 3 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

＜別表第六十一号 記載例＞

長 辺	事業計画書	
	(別紙) <input checked="" type="checkbox"/> (1) 資本又は出資に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達方法 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 関係会社以外の会社に対する出資の状況	
	短 辺	(日本工業規格A列4番によること。)

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数
XXX, XXX, XXX 千円	資本金 X, XXX 億 XXXX 万円 x, xxx, xxx 株	予定なし	

※新設分割計画の内容を記載した書面添付

記載に当たっての注意事項

- 注1 申請対象会社が、現に一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとしている会社である場合であって、定款に基幹放送事業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。
- 注2 申請対象会社が、一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。
- (ア) 申請対象会社又はその関係会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し
 - (イ) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を記載した書面
 - (ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を記載した書面
 - (エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を記載した書面
 - (オ) 吸収合併を行う場合にあつては、合併計画の内容を記載した書面

イ 設立中の場合

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

記載に当たっての注意事項

- 注 申請対象会社が一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
創業費 関係会社株式の取得経費 その他 合計	千円 XXX, XXX, XXX	自己資金

記載に当たっての注意事項

- 注1 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金等の別及び金額を記載すること。
 注2 最終の貸借対照表（その設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、設立時の貸借対照表）、損益計算書、株式引受承諾書の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

関係会社以外の会社に対する出資の状況

会社の名称	資本金 (A) 千円	事業の概要	出資の額 (B) 千円	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
株〇〇〇〇〇	x, xxx	不動産業	xxx, xxx	30%	
株〇〇〇放送	x, xxx	民間放送業	xxx, xxx	19%	
以下、子会社以外の会社に対する出資について、下記の注意事項に従い該当するものを全て記述					

記載に当たっての注意事項

- 注1 出資の額が 500 万円以上又は申請対象会社の資本金の額の 10 分の 1 以上の場合について記載すること。
 注2 備考の欄は、次の事項を記載すること。
 (ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率
 (イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

<認定時に一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、
二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有している場合は提出不要>

別表第六十三号

認定放送持株会社子会社等保有届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-1234

住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

(ふりがな)

名 称 ^{かぶしきがいしゃ}株式会社〇〇テレビ

(ふりがな)

氏 名 代表取締役社長 ^{そうむ}総務 ^{たろう}太郎

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)

電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することになったので、放送法第160条第1項の規定により届け出ます。

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することとなった年月日	平成〇〇年〇月〇〇日 (〇〇テレビ(株)及び〇〇ラジオ(株))
--	------------------------------------

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

認定放送持株会社に関するQ & A

	質 問	回 答
一般的事項		
1	放送法第159条第2項第1号の「申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。」については、いつの時点のことなのか	持株会社設立の時点において、申請対象会社がどのような状態であるかを審査します。
2	ケーブルテレビ事業を行う子会社は基幹放送事業者に準ずるものになるのか。	子会社であるケーブルテレビ事業者（一般放送事業者）は、資産要件の計算の際には、基幹放送事業者に準ずるものとして株式の取得価額に合算します。ただし、海外のケーブルテレビ事業を行う社は除きます。
子会社等の規定について		
3	「子会社」の定義は？	子会社とは、持株会社がその会社の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有している会社を指します。この場合、申請対象会社及びその1以上の子会社がその会社の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有している場合も子会社と見なします。
4	「関係会社」の定義は？	関係会社とは、持株会社が支配関係を有している会社を指します。
5	「関連会社」の定義は？	関連会社とは、持株会社がその議決権の100分の20以上、100分の50以下を保有している会社を指します。 放送法第159条第2項第3号に規定する「申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるもの」として、資産割合の計算において参入の対象となります。
6	直接保有だけでなく、子会社を通じた間接保有（子会社の子会社＝孫会社）も含まれるか？	子会社の子会社＝孫会社は、子会社と見なします。 また、子会社が支配する会社は「関係会社」とみなされます。
決算時期等について		
7	審査の対象となる決算時期はいつの時点か	認定申請直近の決算時期の時点を対象とします。
8	持株会社が設立していない場合、貸借対照表等の決算書類は、どうすれば良いのか	設立していない場合は、設立時の予定のものを提出して下さい。
資産要件について		
9	認定放送持株会社の資産要件で、分子として計上するものは何か。	子会社等（子会社及び関連会社）である基幹放送事業者等の株式の取得価額、主として基幹放送事業者の放送業務の密接関連業務を行う子会社等の株式の取得価額、放送の業務（密接関連業務を含む）の用に供する設備その他有形又は無形固定資産の額、子会社等である基幹放送事業者等

		に係る貸付金の額及び放送の業務（密接関連業務を含む）に係る流動資産の額です。
10	「放送の業務（密接関連業務を含む）に係る流動資産」の計算方法とは？	申請対象会社が自ら行う放送の業務にかかる収益及び子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益の合計額を収益の総額で割った値を、流動資産の合計額に乗じたものです。
11	認定放送持株会社の資産要件で、分母から控除するものは何か。	分母から控除できるのは、子会社等以外の者に係る投資その他の資産の額となります。
12	認定放送持株会社の資産要件は、同会社の単体貸借対照表（B/S）で計算されるのか	その通りです。
13	認定を得られた後、資産要件の検証は、どの程度の頻度で行われるのか	制度上、事業年度ごとに計算書類の提出を求められることとされており、その際、検証することになります。 万が一、認定の要件に適合しなくなったときは、認定を取り消すこととなります。 （放送法第166条第2項）
14	資産要件の計算時期はいつの決算をもって行えば良いか	申請をする直近の決算期で計算して下さい。 ただし、申請対象会社が設立していない場合は、設立時とします。
15	申請対象会社の子会社で密接関連業務を行う社を子会社とする社があるが当該子会社の株式取得価額を分子に算入できるか	基幹放送事業者及び密接関連業務を行う子会社の管理を行う子会社であり、かつ、管理する密接関連業務を行う子会社に係る資産について、総資産の100分の50を超えていれば、算入可能です。
	密接関連業務について、	
16	「密接関連業務」とは何か。	放送法関係審査基準第18条に規定するとおり、主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等は、下記の業務が該当します。 ア 放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する業務 イ 基幹放送事業者に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要な施設の管理に必要な人員を供給する業務 ウ 放送の進歩発達に必要な調査研究を行う業務 エ 基幹放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務 オ 基幹放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務 カ 基幹放送事業者において放送される放送広告を制作又は販売する業務 キ 基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務 ク 基幹放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管

		<p>理する業務</p> <p>ケ 基幹放送事業者及び規則第183条各号に掲げる者（子会社に限る。）の管理を行う業務</p> <p>コ 上記に掲げるもののほか、これらに類するもの</p>
17	密接関連業務に該当することを勘定科目で確認するのか。又は別途証拠書類を提出するのか	密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の当該業務を行う者の総収入又は総資産の額に対する割合が100分の50を超えることが分かる資料を作成の上、添付して下さい。（様式適宜）
18	業務内容の記載はどの程度行えばよいか。	定款や業務報告書に記載した内容で結構です。
19	基幹放送事業者に対し必要な人員を供給する業務とは、供給先が総務・人事等の一般管理業務も含まれるのか。	<p>放送法関係審査基準上、「放送番組の制作」に必要な人員の供給とあり、会計上切り分けができない場合は、当該人材供給業務の主たる目的や供給業務先の割合等を勘案して判断いたします。</p> <p><放送法審査基準第18条（4）イ 関係></p>
20	基幹放送事業者の業務に係る情報の処理の業務の範囲はどの程度か。	<p>原則として、基幹放送事業者として行う放送に係る業務が対象となります。その他の業務との切り分けができない場合は、上記15の考え方と同様。</p> <p><放送法審査基準第18条（4）エ 関係></p>
21	基幹放送事業者の放送番組に係る著作物には、映画やイベントは含まれるか。	<p>放送番組に係る著作物には、実際に放送された放送番組のほか、放送用に制作されたが実際には放送されなかった放送番組や放送番組の編集上必要な資料その他の放送番組に関連するものに係る著作物も含まれるが、映画やイベントは、一般に当該映画等の制作又は上演自体を主たる目的とするものであり、販促目的等で事前又は事後に当該映画等の放送番組が放送されたとしても、本規定の対象には含まれません。</p> <p><放送法審査基準第18条（4）オ 関係></p>
22	基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理・運用する業務とはどのような事業者か	<p>放送のために使われた音楽著作物のCDパッケージ販売・配信や放送のために使われた映像著作物のビデオ・DVD販売、放送のために使われた映像著作物のテレビ局への放送権販売を行う事業者です。</p> <p><放送法審査基準第18条（4）キ 関係></p>
23	上記業務において、放送によるプロモーション効果により、増加した収入（タイアップ、挿入歌、コンテンツ使用等）は密接関連業務として認められるか	<p>ドラマの主題歌など放送番組の企画制作段階から、放送との相乗効果を目的としていると認められるものは密接関連業務として見なします。</p> <p>ただし、放送番組の企画制作段階から、放送との相乗効果を目的としていないものについては、放送による直接の効果として認められる販売増部分に限って密接関連業務として認めます。</p> <p><放送法審査基準第18条（4）キ 関係></p>
24	基幹放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務は含まれるか	<p>一義的な制作目的が放送であると認められ、かつ、放送番組に係るものであれば含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送局が制作した放送番組、放送局以外の者が制作した放送番組を問わず、これらの2次使用料収入は密接関連業務と見なします。 ・放送使用から得たソフトの2次使用（番組販売等）での収入（ライセンス収入）については、密接関連業務と見なしま

		す。〈放送法審査基準第18条(4)オ 関係〉
25	上記業務において、放送による放映による収入増加分は密接関連業務による収入と認められるか	放送事業者が制作著作に関与している劇場映画、ソフトについては、密接関連業務として認められます。 ただし、放送事業者が制作著作に関与していない劇場映画、ソフトについては、当該劇場映画等を放送番組として放映したことによる放映収入部分のみ認められます。 〈放送法審査基準第18条(4)オ 関係〉
26	基幹放送事業者の放送に係る不動産を賃貸・管理する業務とはどのような事業者か	基幹放送事業者の用に供する演奏所や送信所等の放送設備に係る不動産(建物、土地等)やそれらの不動産の借地権等を管理・賃貸する事業者などが想定されます。 〈放送法審査基準第10条(4)ク 関係〉
27	上記の基幹放送事業者には密接関連業務を行う者との取引も含まれるのか	原則的に、基幹放送事業者から見た密接関連業務が対象となりますが、密接関連業務を行う者と取引するものまでは含まれません。
28	適格株式交換により放送局の子会社化を行う場合等の「共同事業による再編成」における「事業の相互関連性」について、基幹放送事業者でない認定放送持株会社と相互関連性があると認められるか	租税特別措置法等の税制に係る解釈であり、総務省では判断しかねます。
29	子会社、関連会社には会計的にLLCや有限責任事業組合等も含まれると思うが、資産要件の審査・判定ではどのように扱われるのか。	LLC等は「会社」でないため、資産要件の計算時に密接関連業務を行う子会社等の株式の取得価格として計算できません(算出式の分子にはならない)が総資産から控除する「子会社等でない者に係る投資その他の資産」に算入できる可能性がありますので、個別にご相談下さい。
30	密接関連業務を行う子会社等について、放送事業に対する資産、役務の提供を行っている者ということで良いか、他の放送事業者に対して業務を行っている社でも良いか	密接に関連する業務に係る収益又は資産の合計金額の当該業務を行う者の収益の額又は総資産の額に対する割合が100分の50を超えていれば結構です。 他の放送事業者に対して業務を行っている社でも結構です。
31	放送の業務の用に供する設備とその他の有形・無形資産には、スタジオや送信所の土地なども含まれるか	放送法審査基準第18条(4)クの業務として含まれます。
32	子会社等でない者に係る投資有価証券について 時価のある投資有価証券は時価＝簿価としているので、控除する場合は時価でよいのか	時価＝簿価であれば、時価が良いということになります。
	申請書の記載について	

33	申請対象会社の子会社の概要に関する事項 全ての子会社を記載する必要があるか 孫会社等も含むか	直接所有・間接所有にかかわらず、全ての子会社を記載する必要があります。また、孫会社も子会社に該当するため、含みます。
34	別表19号別紙1(1) 取得価額が100億の一般放送事業者等があったとして、投資評価引当金を50億積んでいる場合、取得価額を記載するだけでよいか	総資産(資産要件計算式において、分母部分)から引当金を差し引いている場合は、株式の取得価額(計算式の分子部分)から同様に差し引くことが適当です。
35	別表60号別紙1(2) 放送の業務に密接に関連する業務を行う、子会社と関連会社について記載するだけでよいか	結構です。 株式の取得価額を記載するとともに、業務の別の欄は、密接に関連する事業の種類を記載し、記載した内容を証する書類を添付して下さい。
36	収益又は資産の過半が基幹放送事業に密接関連の収益又は資産であることが条件となっているが、いつの資料により証すればよいか	申請をする直近の決算時期の資料により証明して下さい。
37	別表60号別紙2(1) 放送の業務の用に供する設備の内容を証する書類とはどのようなものか	申請対象会社の貸借対照表により、該当部分がわかるような資料をご提出下さい。
38	別表60号別紙2(2) 子会社等でないものに係る投資その他の資産を証する書類とはどのようなものか	申請対象会社の貸借対照表により、該当部分がわかるような資料をご提出下さい。
39	申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り (注1)の子会社を含めて作成することとはどういう意味か	申請対象会社と子会社全社の事業収支の見積りを合算した事業収支の見積りを作成して下さい。
40	事業収支の見積の最初の年度はいつか	申請対象会社が認定放送持株会社となる日を含む年度が最初の年度となります。
41	主たる出資者及び議決権の数 記載する基準日はいつか	認定放送持株会社発足時の予定を記入して下さい。
42	役員に関する事項 記載する基準日はいつか	上記に同じ。
43	別表61号別紙(1) 吸収分割を予定しているが、吸収分割契約書を添付することでよいか	吸収分割契約書を添付していただければ結構です。
44	別表61号別紙(2) 既に存在している子会社	創業費、子会社株式の取得経費が発生しなければ空欄のままです。

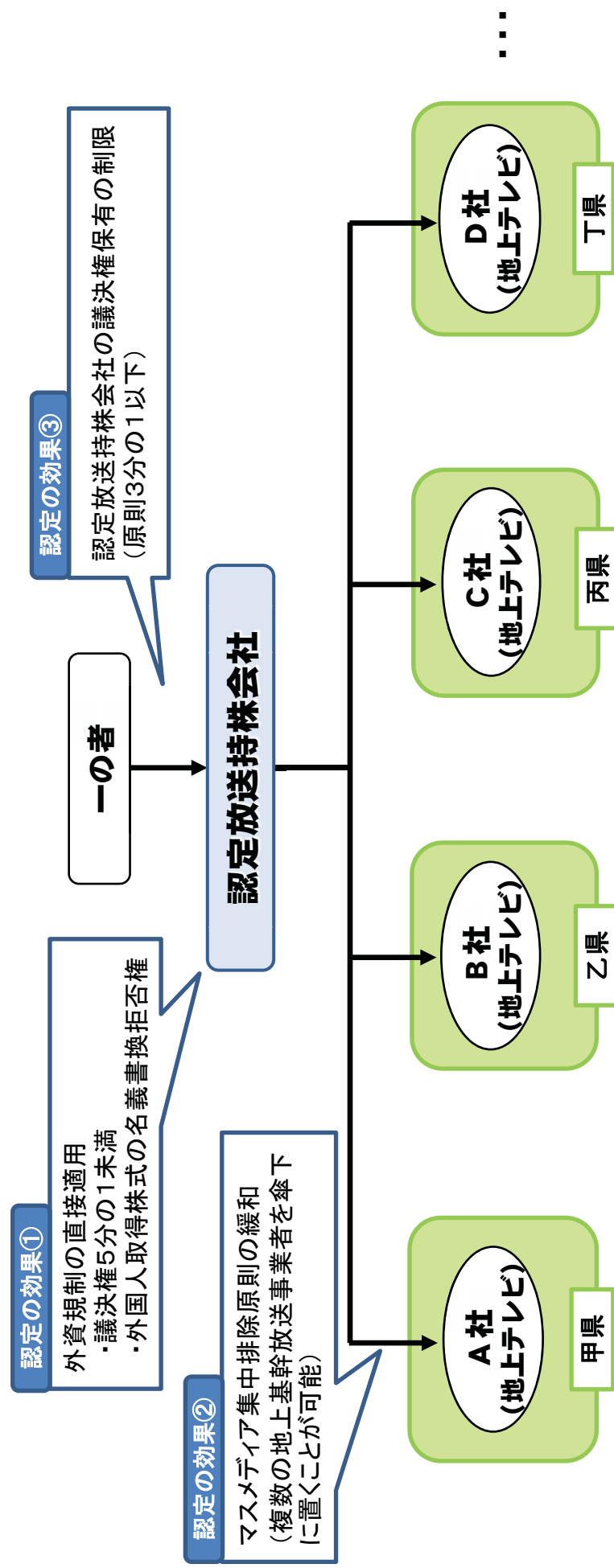
	への吸収分割であるため、創業費、子会社株式の取得経費はないがどうすればよいか	
45	申請対象会社の子会社の概要に関する事項 別表61号別紙(3) 上場会社等の場合、資本金(A)÷出資の額(B)が出資の比率にならない場合が多いが、どうすればよいか	(A) / (B)により算出される数字にかかわらず、出資の比率(株式会社の場合、所有株式数÷発行済株式数)をご記入ください。 議決権の比率が出資の比率と異なる場合は、その旨備考欄にご記入下さい。
その他		
46	持株会社の社長と子会社の基幹放送事業者の代表取締役の兼務は可能か	子会社の基幹放送事業者1社のみは可能ですが、それ以外の他の基幹放送事業者との代表取締役の兼務は認められません(その他、常勤役員の兼務、役員の1/5兼任についても、同様) なお、基幹放送事業者以外の子会社には、マスメディア集中排除原則は適用にならないので、差し支えありません
47	持株会社の社長と関係会社(子会社を除く。)の基幹放送事業者の代表取締役の兼務は可能か	兼務は不可能です。 また、関係会社(子会社を除く。)の特定役員で持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の数が、持株会社の特定役員の総数の1/5を超えることもできません。
48	認定の要件の一つである資産割合に係る要件(50%超)は、どのような趣旨で定められたのか	認定放送持株会社には、外資規制の直接適用等、放送事業者と同様の規律が課せられることとなるため、実態として放送事業者を主要な子会社とする株式会社(主に放送に関連する業務を行う企業グループ)であることが必要であり、そうした実態が外形的に判断できるよう、法律で資産要件が規定されているものです。
49	認定放送持株会社に対する議決権保有制限に関する規定が3分の1となっているのはなぜか	議決権保有制限に関する規定は、一の者による認定放送持株会社の議決権保有割合が一定割合(保有基準割合)を超えないものとするにより、放送の多元性を確保しようとするものです。 また、放送の多元性等の確保に支障のない範囲内において、保有基準割合をできるだけ高い割合に設定することにより、自由な市場取引の確保にも配慮したものです。

参 考 资 料

(1) 認定放送持株会社制度の全体像

認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設された。認定放送持株会社制度を活用する場合は、特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能となる。

認定を受ける要件として1以上の地上基幹放送事業者を子会社とし、2以上の基幹放送事業者を関係会社とする又はしようとする必要がある。子会社は、持株会社がその会社の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権を保有している会社であり、関係会社は、持株会社が支配関係（議決権比率10%超を保有又は役員兼任による支配）を有している会社を指す。



※認定放送持株会社は、地上基幹放送事業者を最大12都道府県まで保有可（広域放送、県域放送の場合）

※地上基幹放送のほか、BS放送を行う衛星基幹放送事業者等を傘下に置くことが可能。

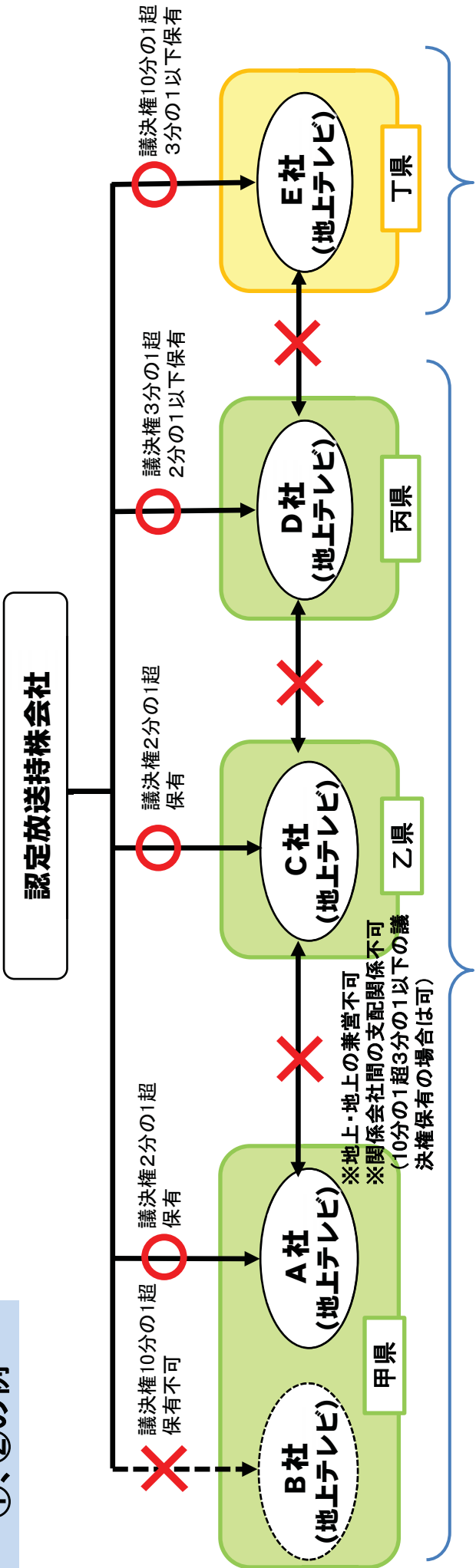
(2) 認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例 ①

認定放送持株会社制度を活用する場合は、地上基幹放送・衛星基幹放送(BS放送)のそれぞれについて、特例として、更なる保有が可能となる。

	制度を活用しない場合	制度を活用した場合
① 地上基幹放送 (放送対象地域が重複する場合)	複数局の保有は 原則不可	同左
② 地上基幹放送 (放送対象地域が重複しない場合)	複数局の保有は 原則不可	<p>最大12都道府県まで関係会社として保有可 (広域放送、県域放送の場合)</p> <p>※「12」の数のカウント方法を放送の種類やエリアごとに明確化 【今回の省令改正で措置】 ※10分の1超3分の1以下の議決権保有による「関係会社」は、「12」等の数のカウントに含めない旨を明確化。 【今回の省令改正で措置】</p>
③ 衛星基幹放送 (BS放送)	保有不可 ※2分の1以下の議決権保有は可能	<p>合計 0.5周波数まで関係会社として保有可</p>
④ 衛星基幹放送 (東経110度CS放送)	合計2周波数まで 保有可	同左

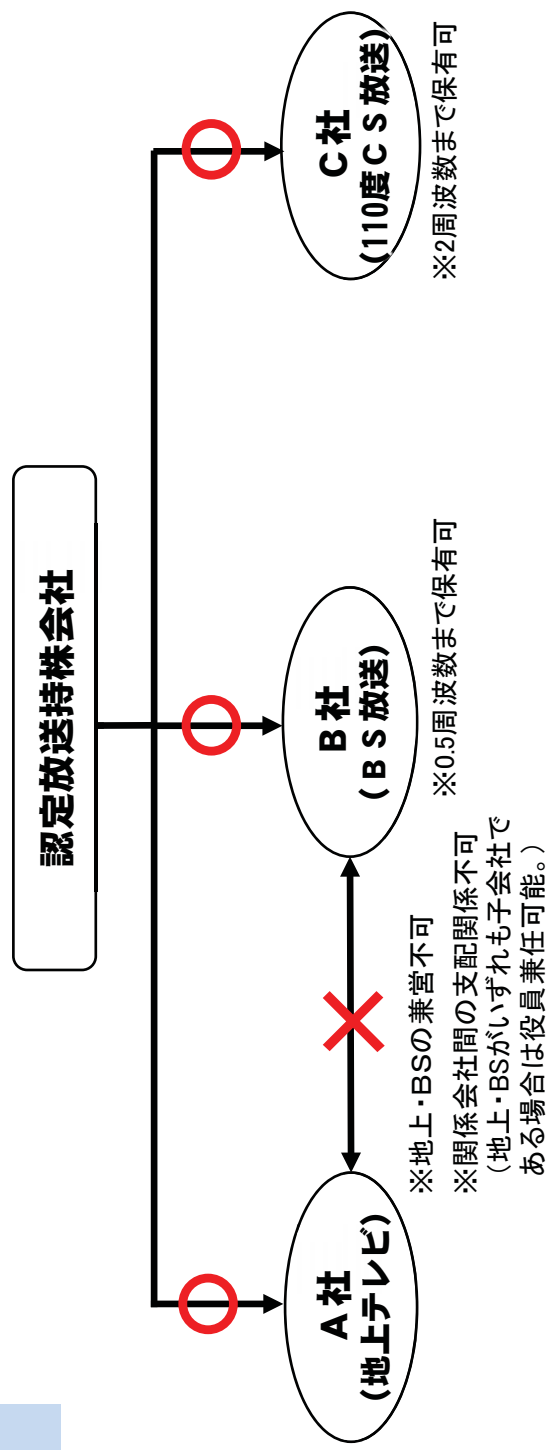
(2) 認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例 ②

①、②の例



※12都道府県まで可(広域放送、県域放送の場合)

③、④の例



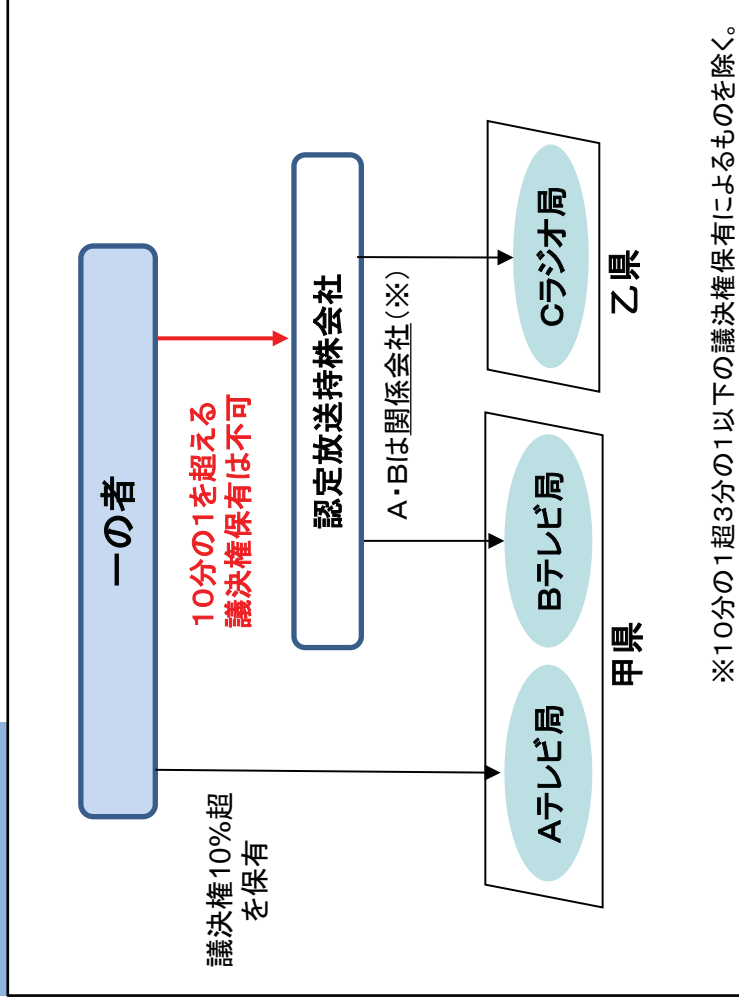
(3) 認定放送持株会社の議決権保有制限制度

認定放送持株会社は複数の基幹放送事業者をその傘下に置く持株会社であることから、放送の多元性、多様性及び地域性を確保するため、一の者が保有することができる認定放送持株会社の議決権を一定の割合以下に制限している。

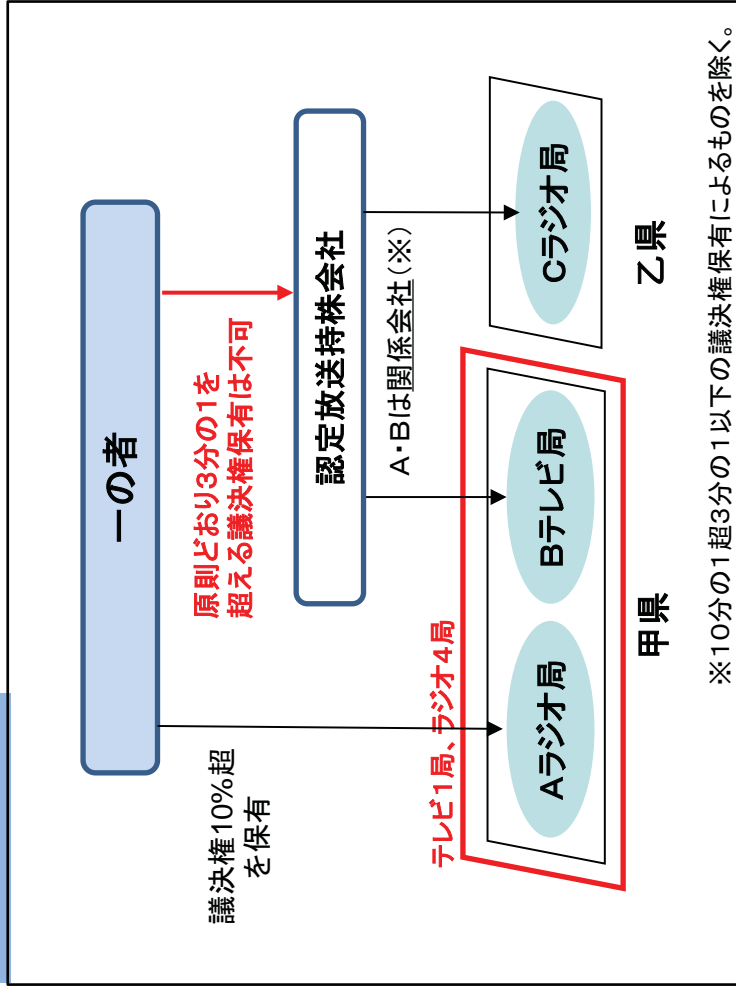
議決権保有制限の割合は以下の①から③の通りである。

- ①原則として「3分の1」
- ②例外として持株傘下の地上基幹放送事業者と放送対象地域が重複する地上基幹放送事業者を支配する場合等は「10分の1」
- ③上記②の場合であっても、全体としてテレビ1局・ラジオ(コミュニティ放送を除く)4局の範囲内であれば、「3分の1」

上記②の例



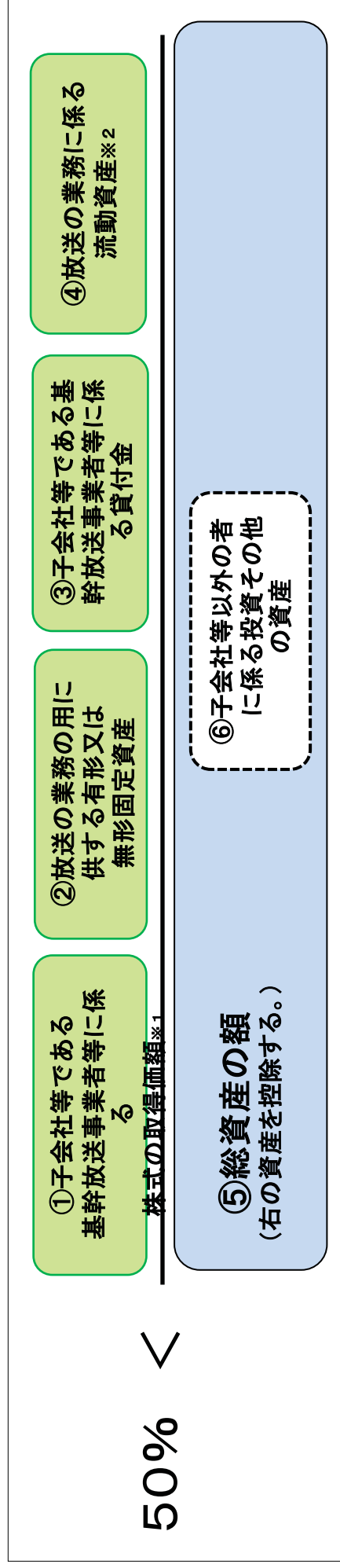
上記③の例



(4) 認定放送持株会社の資産割合制度

資産割合制度は、認定放送持株会社には基幹放送事業者と同様の法的地位(外資規制の直接適用等)が付与されることを踏まえ、認定放送持株会社が実態として放送事業者の経営管理を主要な業務とする持株会社であることを担保することを目的として導入。(放送法第159条第2項第3号)

「子会社等である基幹放送事業者等に係る株式の取得価額(①)」、「放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産(②)」、「子会社基幹放送事業者等に係る貸付金(③)」、「放送の業務に係る流動資産(④)」の合計額を「総資産の額(⑤)」から「子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計額(⑥)」を控除した金額で割った値が50%超であること。(下図参照)



※1 「子会社等である基幹放送事業者等」(放送法施行規則第183条)

- ①子会社又は関連会社である基幹放送事業者
- ②子会社又は関連会社である一般放送事業者
- ③基幹放送事業者、一般放送事業者又は基幹放送局提供事業者の業務に密接に関連する業務を行う子会社又は関連会社
- ④子会社又は関連会社である基幹放送局提供事業者

(注)「密接に関連する業務」とは、主として(原則として、密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の当該業務を行う者の収益の額又は総資産の額に対する割合が100分の50を超える場合に限る。)、基幹放送事業者のために行う業務をいう。(放送法関係審査基準第18条参照)

※2 「放送の業務に係る流動資産」(放送法施行規則第183条の2第1号)
流動資産の総額に、損益計算書における放送の業務にかかる収益及び子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益の合計額を収益の総額で割った値を乗じたもの。

「資産要件」関係条文(抜粋)

放送法 (抜粋)

第十九条 (認定)
第二百五十二条 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。
三 申請対象の子会社(子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である基幹放送事業者(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額(総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう)に対する割合が、常時、百分の五十を超えることを見込まれること。

放送法施行規則 (抜粋)

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)
第八十二条 法第五十九条第二項第三号(法第六十五條第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める申請対象会社(法第五十九條第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けた設立される会社をいう。以下同じ。)の子会社である基幹放送事業者(以下この条において同じ。)の総務省令で定める方法による資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額(総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう)に対する割合が、常時、百分の五十を超えることを見込まれること。
一 関連会社(申請対象会社がその議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である基幹放送事業者
二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第八十四条において同じ。)である一般放送事業者
三 主として基幹放送事業者(一般放送事業者を含む。以下この号において同じ。)に放送の業務の用に供する設備その他の資産を賃貸等する業務その他の主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等
四 子会社である基幹放送局提供事業者

(総資産の額の合計方法)

第八十四条 法第五十九条第二項第三号(法第六十五條第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表(当該申請対象会社がその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表)による資産の合計金額から子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額を控除した額とする。

放送法関係審査基準 (抜粋)

(認定の基準)

第一八条 認定は、次に掲げる要件に適合していると認めるときに行う。
(4) 申請対象の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずる者として規則第一八三条各号に掲げる者の株式の取得価額及び規則第一八三条の2に規定する資産の額の合計額の規則第一八四条に規定する当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが事実であると見込まれること。
この場合において、規則第一八三条第三号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収益又は資産の合計金額の当該業務を行う者の収益の額又は総資産の額に対する割合が百分の五十を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。
ア 放送番組の制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する業務
イ 基幹放送事業者に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要な施設の管理に必要な人員を供給する業務
ウ 放送の進捗発達に必要な調査研究を行う業務
エ 基幹放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務
オ 基幹放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務
カ 基幹放送事業者において放送される放送広告を制作又は販売する業務
キ 基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務
ク 基幹放送事業者の放送に係る不動産を賃貸又は管理する業務
ケ 基幹放送事業者及び規則第一八三条各号に掲げる者(子会社に限る。)の管理を行う業務
コ 上記に掲げるもののほか、これらに類するもの

申請様式

別表第六十号（第 187 条関係）

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第 159 条第 3 項の規定により申請します。

1 申請対象会社に関する事項

名	称	
住	所	
代	表 者 氏 名	
事務上の連絡先	担 当 部 署	
	住 所	
	担 当 者	
	電 話 番 号	
欠格事由の有無（注 1）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

（注 1） 欠格事由の有無は、法第 159 条第 2 項第 5 号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

（注 2） 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金 (A)	出資の額 (B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
			千円	千円	%	

（注 1） 区分の欄は、申請対象会社、地上基幹放送の業務を行う者、地上基幹放送の業務以外を行う基幹放送事業者又はその他の別を記載すること。

（注 2） 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

（注 3） 申請対象会社及び各子会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考

(注1) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注2) 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

4 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額等の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額の合計額 (a)	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	千円
割合(a)/(b)×100	%

(注1) 別紙にその内訳を記載すること。

(注2) (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれることを証する書類を添付すること。

5 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益					
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社を含めて作成すること。

(注2) 別紙において、申請対象会社及びその子会社のそれぞれの見積書を作成すること。

(注3) 事業収支の見積りについての参考となる資料を添付すること。

(注4) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置及び収支の見込みに関する重要な事項を記載すること。

(注5) 直近3箇年の申請対象会社及びその子会社の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

6 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな	住所	職業	議決権の総数に	特定株式に係る	備考

氏名又は名称			対する議決権の 数及び比率	株主に関する事 項	
			(%)		

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

1 特定株式(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合

2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨

3 議決権制限株式の数

(注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(2) 外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権に 対する比率	当該出資者 の議決権を 有する外国 人等の氏名 又は名称	外国人等が 当該出資者 に占める議 決権の比率	当該外国人 等が申請対 象会社に対 し間接に占 める議決権 の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの計			%				

計	外国人等の 直接に占め る議決権の 比率の計			外国人等の 間接に占め る議決権の 比率の計	
	%			%	
合計	外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計				%

(注1) 外国人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者及び同号ロ(1)に掲げる者並びに第185条第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

(注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の注4から注6までに準じて記載すること。

(注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。

(注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

イ 第185条第3項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるものこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

(注5) 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を越える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注6) 備考の欄は、(1)の(注7)ア及びイに準じて記載すること。また、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを注2に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価額等

(1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの（主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。）の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
合計					

(注1) 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に 該当する理由	出資割合	株式の取得価額 (千円)	備考
合計						

(注1) 業務の別の欄は、密接に関連する事業の種類を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額(A)	千円
(A)のうち放送の業務に係る収益の額(B)	千円
流動資産の合計額(C)	千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額 (C) × ((B)/(A))	千円

(注1) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(注2) 放送の業務に係る収益の額は、第183条の2第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

(4) 業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額(千円)	備考
合計				

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金(設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属する者を除く。)

貸付先	貸付金の額(千円)	備考
合計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	投資先等	資産の額(千円)	備考
合計				

(注) 記載した内容を証する書類を添付すること。

3 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	() 年度	() 年度	() 年度	() 年度	() 年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収 益					
営業収益					
営業外収益					
2 費 用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備 考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。

(注2) 項目の欄は、適宜必要な項目を追加して作成すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第六十一号（第 189 条第 1 項関係）

長	事業計画書
辺	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 資本又は出資に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達方法 <input type="checkbox"/> (3) 関係会社以外の会社に対する出資の状況
	短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

ア 既存の株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済み株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

注 1 申請対象会社が、現に一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとしている会社である場合であつて、定款に基幹放送事業者の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することについての定めがない場合は、申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写しを添付すること。

注 2 申請対象会社が、一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社としようとする会社である場合は、次の書類を添付すること。

- (ア) 申請対象会社又はその関係会社による基幹放送事業者の議決権の取得が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録の写し
- (イ) 株式移転を行う場合にあつては、株式移転計画の内容を記載した書面
- (ウ) 新設分割を行う場合にあつては、新設分割計画の内容を記載した書面
- (エ) 吸収分割を行う場合にあつては、吸収分割計画の内容を記載した書面
- (オ) 吸収合併を行う場合にあつては、合併計画の内容を記載した書面

イ 設立中の場合

資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

注 申請対象会社が一以上の地上基幹放送事業者をその子会社とし、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とする場合は、アに準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額	資金調達の方法
千円	
創業費 関係会社株式の取得経費 その他 合計	

注 1 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金等の別及び金額を記載すること。

注 2 最終の貸借対照表（その設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、設立時の貸借対照表）、損益計算書、株式引受承諾書の写し、融資証明書等資金調達の現実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、下記の事項について、次の様式により記載すること。

関係会社以外の会社に対する出資の状況

会社の名称	資本金(A)	事業の概要	出資の額(B)	出資の比率 (B)/(A)×100	備考
	百万円		千円	%	

注1 出資の額が500万円以上又は申請対象会社の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

注2 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

別表第六十二号（第 192 条関係）

認定放送持株会社認定証	
認定の年月日	
認定の番号	
認定放送持株会社の名称	
備考	
年月日	総務大臣印

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

別表第六十三号（第 197 条関係）

認定放送持株会社子会社等保有届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

一以上の地上基幹放送事業者を子会社として保有し、二以上の基幹放送事業者を関係会社として保有することになったので、放送法第 160 条第 1 項の規定により届け出ます。

一以上の地上基幹放送事業者 を子会社として保有し、二以 上の基幹放送事業者を関係会 社として保有することとなつ た年月日	
--	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表第六十四号（第 198 条関係）

認定放送持株会社変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、下記のとおり変更がありましたので、放送法第 160 条第 2 号の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更理由

注 1 変更箇所が分かるような書類を添付すること。

注 2 変更が行われたことを証する書類を添付すること。

注 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表六十五号（第 208 条第 1 項関係）

第 1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

放送法第 165 条第 1 項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は会社分割当事者

(ふりがな) 名称	住所 (本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等 (注 1)

2 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社

住所 (本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は会社分割決議の年月日及び合併又は会社分割がその効力を生ずる予定年月日

4 合併又は会社分割の理由

5 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

6 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号 (注 2)	認定放送持株会社の名称

7 事業計画書及び事業収支見積り

8 欠格事由に関する事項 (法第 159 条第 2 項第 5 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 代表者の役職名及び氏名を記載すること。

注2 第192条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し
- 2 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
- 3 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の定款又は定款案

別表第六十六号（第 209 条第 1 項関係）

第 1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

放送法第 165 条第 1 項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡会社

(ふりがな) 名称	住所 (本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等 (注 1)

2 譲受会社が認定放送持株会社の事業の全部を譲り受ける年月日

3 事業の譲受けの理由

4 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

5 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号 (注 2)	認定放送持株会社の名称

6 事業計画書及び事業収支見積り

7 欠格事由に関する事項 (法第 159 条第 2 項第 5 号の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載し、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注 1 代表者の役職名及び氏名を記載すること。

注 2 第 192 条の規定に基づき交付する認定証に記載された認定の番号を記載すること。

注 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第 2 添付書類

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 2 譲受会社の定款及び登記事項証明書

別表第六十七号（第 210 条関係）

認定放送持株会社認定取消申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

（ふりがな）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

年 月 日付け第 号により認定を受けた認定放送持株会社について、認定の取消しを受けたいので、放送法第 166 条第 1 項の規定により申請します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

關係法令拔粹

〔関係条文抜粋〕

放送法

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 二十六（略）

二十七 「認定放送持株会社」とは、第五百五十九条第一項の認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立された会社をいう。

二十八 三十（略）

三十一 「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

三十二 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イ 一の者及び当該一の者の子会社（第五十八条第一項に規定する子会社をいう。）その他当該一の者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

ロ 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

第八章 認定放送持株会社

(定義等)

第五百五十八条 この章において「子会社」とは、会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

2 この章において「関係会社」とは、会社が他の会社に対して支配関係を有する場合における当該他の会社をいう。

(認定)

第五百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、総務大臣の認定を受けることができる。

一 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの

二 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする

会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。

二 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である基幹放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実にあると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1)若しくは(2)に掲げる者が特定役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人

(2) 外国政府又はその代表者

(3) 外国の法人又は団体

ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社（イに該当する場合を除く。）

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者

(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない株式会社

ニ 第三百三条第一項又は第三百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第三百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 第六十六條第一項（第二号を除く。）又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 電波法第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヌ 役員のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

(2) ニからリまでのいずれかに該当する者

3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 認定を申請する者（認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 三 申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 四 申請対象会社の関係会社（関係会社となる会社を含む。）である基幹放送事業者（申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を除く。）の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

（届出）

第六十条 認定放送持株会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

- 一 次のいずれにも該当することとなつたとき（当該認定を受けた際に次のいずれにも該当する場合を除く。）
 - イ 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とするこ
 - と。
 - ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。
- 二 前条第三項第二号から第五号までに掲げる事項に変更があつたとき。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第六十一条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を

取得した外国人等（第五十九条第二項第五号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又はロに定める株式会社該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 第六十二条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「第六十一条第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第五十二条第一項」と、「（欠格事由）」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社）」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十一条第一項及び同条第二項において準用する第六十二条第二項」と、「第九十三条第一項第六号ホ(1)」とあるのは「第六十九条第二項第五号ロ(1)」と、「同号ホ(2)」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号ロ(1)及び(2)」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第六十二条 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の関係会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ

中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその関係会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

2 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第百四条の規定による認定の取消しをする場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは、「第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第四号」とする。

3 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号ロの規定の適用については、同号中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

4 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号ロ」とあるのは、「放送法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。

（関係会社の責務）

第百六十三条 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者（その基幹放送に係る放送対象地域が全国である者を除く。）は、国内基幹放送の放送番組の編集に当たつては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

（議決権の保有制限）

第百六十四条 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている

一の者が有する株式（その者の子会社その他その者と総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。）の全てについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主（特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。）は、当該株式についての議決権を有しない。

2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

（承継）

第百六十五条 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社分割（その事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。

2 第百五十九条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

（認定の取消し）

第百六十六条 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならない。

- 一 第百五十九条第二項第五号イから又まで（へを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。
- 2 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
- 一 認定を受けた日から六箇月以内に次のいずれにも該当する株式会社とならなかつたとき。
 - イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とするこ
と。
 - ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。
 - 二 前号イ及びロのいずれにも該当する会社でなくなつたとき。
 - 三 不正な手段により認定を受けたとき。
 - 四 第百五十九条第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくな
つたとき。

放送法施行規則

第七章 認定放送持株会社

(子会社である基幹放送事業者に準ずるもの)

- 第百八十三条 法第百五十九条第二項第三号(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める申請対象会社(法第百五十九条第一項の認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社をいう。以下同じ。)の子会社(法第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である基幹放送事業者に準ずるものは、次に掲げる者とする。
- 一 関連会社(申請対象会社とその議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社をいい、関連会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である基幹放送事業者
 - 二 子会社等(子会社又は関連会社をいう。以下この条及び第百八十四条において同じ。)である一般放送事業者
 - 三 主として基幹放送事業者(一般放送事業者を含む。以下この号において同じ。)に放送の業務の用に供する設備その他の資産を賃貸等する業務その他のの主として基幹放送事業者の放送の業務又は基幹放送局提供事業者の放送局設備供給役務の業務に密接に関連する業務を行う子会社等
 - 四 子会社等である基幹放送局提供事業者

(適切な経営管理を行うために必要な資産)

第百八十三条の二 法第百五十九条第二項第三号(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める資産は、次に掲げる資産(設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、第二号及び第三号)とする。

一 流動資産(流動資産の合計額に最終の損益計算書に計上された収益の次に掲げるものの額の収益の額に対する割合を乗じて得た額に相当する資産に限る。)

イ 申請対象会社が自ら行う放送の業務(前条第三号の放送の業務に密接に関連する業務を含む。以下この条において同じ。)に係る収益

ロ イに掲げるもののほか、子会社基幹放送事業者等(子会社である基幹放送事業者及び前条各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)に係る受取配当金その他子会社基幹放送事業者等との取引により生じた収益

二 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

三 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金(設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。)

(総資産の額の合計方法)

第百八十四条 法第百五十九条第二項第三号(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法による資産の合計金額は、申請対象会社の最終の貸借対照表(当該申請対象会社とその設立後最初の事業年度を終了していない場合においては、当該申請対象会社の成立時の貸借対照表)による資産の合計金額から子会社等でない者に係る投資その他の資産の合計金額を控除した額とする。

(間接に占められる議決権の割合)

第百八十五条 法第百五十九条第二項第五号ロ(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ロ(1)に掲げる者(以下この条及び第二百一条において「外国法人等」という。)について、法第百五十九条第一項の

認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）（申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。）の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロ(2)に掲げる者（以下この条において「外資系日本法人」という。）が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合（十分の一以上である場合における当該割合をいう。）を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。

2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうち一の外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。

3 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

4 認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等（議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。）とする一の外国法人等がある場合（当該一の外国法人等の子会社等が、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない

場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときを含む。）は、当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5 法第六十一条第一項に規定する認定放送持株会社が、同項若しくは同条第二項において準用する法第六十六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項に規定する認定放送持株会社が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体（認定放送持株会社等の議決権の十分の一以上を占める者に限る。）に対し、書面又は電子情報処理組織（認定放送持株会社等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの認定放送持株会社等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 認定放送持株会社等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

第八十六条 法第五十九条第二項第五号ロ(2)（法第六十五条第二項にお

いて準用する場合を含む。)の総務省令で定める割合は、前条のとおりとする。

(申請書)

第百八十七条 法第百五十九条第三項に規定する申請書の様式は、別表第六十号に掲げるとおりとする。

(申請書の記載事項)

第百八十八条 法第百五十九条第三項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請対象会社及びその子会社その他の関係会社の概要に関する事項
- 二 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者(第百八十三条に規定する申請対象会社の子会社である基幹放送事業者に準ずるものを含む。次条及び第百九十四条において同じ。)の株式の取得価額及び第百八十三条の二の資産の額の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項
- 三 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り
- 四 主たる株主及びその議決権の数
- 五 役員に関する事項

(添付書類等)

第百八十九条 法第百五十九条第四項の規定により総務大臣に提出する事業計画書には、別表第六十一号の様式により、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 資本又は出資に関する事項
- 二 関係会社の株式の取得その他申請対象会社の事業に要する資金及びその調達の方法

- 三 関係会社以外の会社に対する出資の状況
- 2 法第百五十九条第四項の総務省令で定める書類は、申請対象会社及びその関係会社の定款又は登記事項証明書とする。

(不適法な申請書等)

第百九十条 法第百五十九条第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法(違式な記載を含む。)なものであると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条において「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請の場合に準用する。

(認定等の拒否の通知)

第百九十一条 法第百五十九条第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前前項の規定は、法及びこれに基づく省令の規定に基づいて行う法第百五十九条第一項の認定以外の認定放送持株会社に関する申請についての拒否の場合に準用する。

(認定証の交付)

第百九十二条 総務大臣は、法第百五十九条第一項の認定をしたときは、別表第六十二号の様式の認定証を交付する。

(事業計画書の変更)

第百九十三条 認定放送持株会社は、法第百五十九条第四項に規定する事業計画書について、資本又は出資の額を変更したときは、別表第六十一号の様式

に変更後の現状を記載し、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載した書類を添えて、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

(事業計画書の公表等)

第九十四条 総務大臣は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により公表する。

- 一 認定放送持株会社の名称
- 二 認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者の名称

(認定証の訂正)

第九十五条 認定放送持株会社は、第九十二条の認定証に記載した事項に変更を生じたときは、その認定証を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

- 2 前項の訂正を受けようとするときは、総務大臣に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- 3 前項の申請があつた場合において、総務大臣は、新たな認定証の交付による訂正を行うことがある。
- 4 総務大臣は、第一項の申請による場合のほか、職権により認定証の訂正を行うことがある。
- 5 認定放送持株会社は、新たな認定証の交付を受けたときは、遅滞なく旧認定証を返さなければならない。

(認定証の再交付)

第九十六条 認定放送持株会社は、認定証を破損し、汚し、失つた等のために認定証の再交付を申請しようとするときは、理由を記載した申請書を、総

務大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第五項の規定は、前項の規定により認定証の再交付を受けた場合に準用する。ただし、認定証を失つた等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

(届出等)

第九十七条 認定放送持株会社は、法第六十条第一号の規定による届出しようとするときは、別表第六十三号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

第九十八条 認定放送持株会社は、法第六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表第六十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

- 2 認定放送持株会社は、決算期ごとに、その事業収支の結果を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の報告は、計算書類の提出をもつてこれに代えることができる。

(上場されている株式に準ずる株式)

第九十九条 法第六十一条第一項の総務省令で定める株式は、認可金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、店頭売買につき、売買値段を發表するものとして登録された株式とする。

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

第二百条 法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 法第五十九条第二項第五号ロ(2)に掲げる者のうち、その者が占める法第六十一条第一項に規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第八十五条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。))に規定する計算の対象となる場合における議決権に係る株式を除く。))については、その全てについて記載し、又は記録する。

二 法第六十一条第一項の外国人等(第八十五条第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。))とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第二百二条において同じ。))のうち通知を受けた時点の主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。))については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。))を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記載し、又は記録する。この場合において、法第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお法第五十九条第二項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかったものについて、同項第五号イ又はロに定める株式会社に該当することとならない範囲内で、その数に応じて

一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(議決権を有することとなる株式)

第二百一条 法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第三項の法第五十九条第二項第五号ロ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ロに定める株式会社に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。))以外の株式とする。

一 外国人等が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第六十一条第二項において準用する法第一百六条第三項に規定する認定放送持株会社(以下この条において単に「認定放送持株会社」という。))が法第五十九条第二項第五号ロに定める株式会社に該当することとなる場合、認定放送持株会社の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るものうち、同号ロの合計した割合(次項において「外国人等議決権割合」という。))の五分の一以上の部分(次号において「超過議決権部分」という。))に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等の割合(一の外国人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。))に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式)

二 第八十五条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、認定放送持株会社が法第五十九条第二項第五号に定める株式会社に該当することとなる場合 第八十五条第六項の規定による計算に係る株式のうち、超過議決権部分に相当する部分に対応するもの（同項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国人等割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式）

2 その株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社の外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある認定放送持株会社について前条第二号の規定により記載し、又は記録することによつてもなお外国人等議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該認定放送持株会社の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(通知)

第二百二条 認定放送持株会社は、法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第二項又は第三項の規定により、株主名簿に記載若しくは記録しない外国人等が有するとみなされる株式がある場合又はその株式が議決権制限株式となる場合若しくはその議決権制限株式が議決権を有することとなる

株式となる場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 記載若しくは記録が拒まれた株式の数又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた株式の数
- 四 記載若しくは記録が拒まれた日又は議決権を有しないこととされた若しくは有することとされた日

(公告)

第二百三条 法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第五項の公告は、認定放送持株会社の定款で定める公告の方法により、六箇月ごとに行うものとする。

2 法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第五項ただし書の総務省令で定める割合は、百分の十五とする。

(特別の関係)

第二百四条 法第六十四条第一項の総務省令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人その他の団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係

- 二 被支配法人等とその支配株主等の他の被支配法人等との関係
- 三 共同で認定放送持株会社の議決権を行使することを合意している者の関係

四 夫婦の関係

2 支配株主等と被支配法人等が合わせて他の法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該他の法人その他の団体も、当該支配株主等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて法人その他の団体の総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合には、当該夫婦は、それぞれ当該法人その他の団体の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

(議決権を有することとなる株式)

第二百五条 法第六十四条第一項の総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。

- 一 一の者(法第六十四条第一項に規定する一の者をいう。以下この条及び第二百七条において同じ。)が特定株式を新たに有し、又は追加して有することにより当該一の者の特定議決権保有割合(一の者が特定株式の全について議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合をいう。以下この条において同じ。)が保有基準割合を超えることとなる場合(次号に掲げる場合を除く。)
- 二 当該特定株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの(当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)

二 法人その他の団体(第二百七条第五項第三号に規定する特別地上基幹放送事業者を除く。)が新たに一の者と前条第一項に規定する特別の関係に

ある者(以下この条及び第二百七条において「特別関係者」という。)とされることにより当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合 当該新たに一の者の特別関係者とされる者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの(当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)

三 一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合を超えることとなる場合(前二号に掲げる場合を除く。)

一 当該一の者又はその特別関係者が有する認定放送持株会社の株式のうち、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超える部分に相当する部分に対応するもの(当該株式を有する者が二以上あるときは、当該二以上の者が有する当該株式の数に応じて一株単位で案分して計算した数の株式)

2 認定放送持株会社は、その株主の有する株式のうち議決権制限株式を特定できない場合には、株主その他の関係人に対する照会その他の方法により議決権制限株式を特定するものとする。

3 一の者又はその特別関係者が議決権制限株式を有する場合であつて、当該一の者の特定議決権保有割合が保有基準割合以下となるときは、当該議決権制限株式は、当該特定議決権保有割合が保有基準割合を超えない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算するものとする。

(通知)

第二百六条 認定放送持株会社は、法第六十四条第一項の規定により、その

株式が議決権制限株式となつた場合又はその議決権制限株式が議決権を有することとなつた場合には、その株式を有する者に対し、速やかに、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 株主の氏名又は名称
- 二 株主の住所
- 三 議決権を有しないこととされた又は有することとされた株式の数
- 四 議決権を有しないこととされた又は有することとされた日

(保有基準割合)

第二百七条 法第六十四條第二項の總務省令で定める割合は、三分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、一の者が次の各号のいずれかに該当する場合における当該一の者に係る法第六十四條第二項の總務省令で定める割合は、十分の一とする。

- 一 特別地上基幹放送事業者
- 二 特別地上基幹放送事業者に対して支配関係(特定議決権保有関係を含む)を有する者

3 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても一を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。

4 一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてラジオ放送(コミュニティ放送を除く。以下この項において同じ。)による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象

地域においても四を超えない場合における当該一の者に係る第二項の規定の適用については、ラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。

5 この条において使用する用語は、法及び表現の自由享有基準において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定関係会社 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合における関係会社をいう。
- 二 特定放送対象地域 認定放送持株会社の特定関係会社が行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域をいう。
- 三 特別地上基幹放送事業者 特定放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者(認定放送持株会社の関係会社を除く。)をいう。
- 四 特定集団 一の者及び当該一の者がある者に対して支配関係(特定議決権保有関係を含む。)を有する場合におけるその者並びに認定放送持株会社の関係会社から成る集団をいう。

(認定の承継の申請)

第二百八条 法第六十五條第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を承継しようとするとき(合併又は会社分割による場合に限る。)は、別表第六十五号の様式により、次に掲げる事項を記載した申請書を總務大臣に提出して行うものとする。

- 一 合併又は会社分割当事者の名称、住所及び代表者の氏名
- 二 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の予定する名称、住所及び代表者の氏名

三 合併又は会社分割決議年月日及び合併又は会社分割がその効力を生ずる
予定年月日

四 合併又は会社分割の理由

五 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

六 承継に係る認定放送持株会社の名称

七 事業計画及び事業収支見積り

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は会社分割計画書若しくは会社分割契約書の写し

二 株主総会の決議録その他合併又は会社分割に関する意思決定を証するに
足りる書類

三 合併後存続する株式会社若しくは合併により設立される株式会社又は会
社分割により認定放送持株会社の事業の全部を承継する株式会社の定款又
は定款案

3 第一項の申請者は、設立登記又は変更登記を完了したときは、直ちにその
登記事項証明書を総務大臣に提出しなければならない。

第二百九条 法第六十五条第一項の規定に基づき認定放送持株会社の地位を
承継しようとするとき（譲渡による場合に限る。）は、別表第六十六号の様
式により、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出して行うもの
とする。

一 譲渡会社の名称、住所及び代表者の氏名

二 譲受会社が事業を譲り受ける年月日

三 事業の譲受けの理由

四 認定放送持株会社の地位の承継を必要とする理由

五 承継に係る認定放送持株会社の名称

六 事業計画及び事業収支見積り

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 事業の譲渡に関する契約書の写し

二 譲受会社の定款及び登記事項証明書

（認定の取消しの申請）

第二百十條 法第六十六条第一項の認定の取消しを申請しようとする者は、
別表第六十七号の様式の認定取消申請書を総務大臣に提出するものとする。

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配 関係の定義並びに表現の自由享有基準の 特例に関する省令

第二章 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義

(特定役員の定義)

第三条 法第二十三条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合における当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。

(特別の関係)

第四条 法第二十三条第三十二号イの総務省令で定める特別の関係は、次のいずれかに該当する関係とする。

一 一の者が有する法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この号において同じ。）の議決権の数の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該法人又は団体（以下この条において「被支配法人等」という。）との関係

二 一の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体（一般社団法人等に限

る。以下この号において同じ。）の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が二分の一を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係

2 被支配法人等が有する他の法人又は団体（一般社団法人等を除く。以下この項において同じ。）の議決権の数の当該他の法人又は団体の議決権の総数に占める割合が二分の一を超える場合には、当該他の法人又は団体も、支配株主等の被支配法人等とみなして前項第一号の規定を適用する。

(支配関係に該当する議決権の占める割合)

第五条 法第二十三条第三十二号イの総務省令で定める割合は、十分の一とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十三条第三十二号イの一の者が地上基幹放送の業務に係る次のいずれかに該当する者であり、かつ、同号イの法人又は団体が当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複しない放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

一 申請者

二 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二十三条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する申請者の議決権の数の当該申請者の議決権の総数に占める割合が十分の一を超える場合における当該一の者（認定放送持株会社を除く。）

3 第一項の規定にかかわらず、法第二十三条第三十二号イの法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送の業務を行う者である場合における当該業務に係る同号イの総務省令で定める割合は、三分の一とする。

(支配関係に該当する兼任役員の占める割合)

第六条 法第二十三条第三十二号ロの総務省令で定める割合は、五分の一とする。

(法第二条第三十二号ハに定める場合)

第七条 法第二条第三十二号ハの総務省令で定める場合は、一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が他の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合とする。

第三章 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例

(通則)

第八条 法第九十三条第一項第四号ただし書(法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の総務省令で定める場合は、申請者等(二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあつては、当該二以上の者ごとの申請者等)が次の各号のいずれにも適合する場合(当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあつては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合)とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超えないこと。

二 申請者等がラジオ放送(コミュニティ放送を除く。以下この号におい

て同じ。)による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が四を超える場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計(ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。)にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても四を超えないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が四を超えないこと。

三 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあつては、それらの放送系に係る放送対象地域がいずれも特定の一の市区町村の区域をその全部又は一部とするものであること。

四 申請者等にラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と当該ラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域とが重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等にラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)による地上基幹放送の業務を行う者又はラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)に

よる地上基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

- 五 申請者等に係る第二条第十七号に規定する一の者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有し、かつ、当該一の者がそれらのテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域においてラジオ放送（全国放送を除く。以下この号において同じ。）による地上基幹放送の業務を自ら行い、又はラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該一の者が当該重複する地域において新聞社を自ら経営し、又は新聞社を経営する者に対して支配関係を有するものでないこと。ただし、当該重複する地域において、他に基幹放送事業者、新聞社、通信社その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者がある場合であつて、当該一の者（当該一の者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者を含む。）がニュース又は情報の独占的頒布を行うこととなるおそれがないときは、この限りでない。

六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

- イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十二号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。）の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基

幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

- ロ 申請者等が衛星基幹放送（放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものを除く。）の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

八 申請者等が移動受信信用地上基幹放送（全国放送に限る。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が十三を超えないこと。

九 申請者等が移動受信信用地上基幹放送（広域放送又は県域放送に限る。以下この号において同じ。）の業務に関し使用するセグメント数の合計が一の放送対象地域において六を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。

- イ 当該移動受信信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二を超えないこと。

ロ 当該移動受信信用地上基幹放送の業務に係る放送対象地域の数が二である場合にあっては、これらの放送対象地域が隣接すること。

十 申請者等に、次のいずれかに該当する者が属さないこと。

- イ 地上基幹放送（テレビジョン放送及びラジオ放送を除く。）の業務を行う者

ロ 移動受信信用地上基幹放送（全国放送、広域放送及び県域放送を除く。）の業務を行う者

ハ 日本放送協会又は放送大学学園

（認定放送持株会社であつて総務省令で定めるもの）

第九条 法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ハの認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号(第一号ロ、第二号ロ、第三号、第四号ロ及び第七号イを除く。)のいずれにも適合すること。この場合において、同条第二号イ中「の数の合計(ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。)」にロの放送系の数の合計を加えた数」とあるのは、「の数の合計」とする。

二 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号ロ、第三号及び第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。

イ 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、次に掲げる数の合計が十二を超えないこと。

(1) 当該認定放送持株会社等がテレビジョン放送及びラジオ放送(全国放送、外国語放送及びコミュニティ放送を除く。)による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む都道府県の数

(2) 当該認定放送持株会社等がラジオ放送(全国放送及び外国語放送に限る。)による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数

(3) 当該認定放送持株会社等がラジオ放送(コミュニティ放送に限る。)による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系に係る放送対象地域の全部又は一部を含む市区町村の数

ロ 次のいずれにも該当すること。

(1) 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、二以上の放送系に係る地上基幹放送の業務を自ら行うものではないこと。

(2) 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、当該地上基幹放送の業務に係る放送対象地域と重複する放送対象地域において地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有

しないこと。

(3) 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が、他の地上基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有しないこと。

三 当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下この号において同じ。)の業務に關し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第七号イに適合する場合は、この限りでない。

イ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者が衛星基幹放送の業務を自ら行うものでないこと。

ロ 当該認定放送持株会社の関係会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して支配関係を有しないこと。

四 基幹放送の業務を行う者(当該認定放送持株会社の子会社を除く。)の特定役員で当該認定放送持株会社の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該認定放送持株会社の特定役員の総数に占める割合が五分の一を超えないこと。

五 基幹放送の業務を行う者(当該認定放送持株会社の子会社を除く。)の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が当該認定放送持株会社の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねないこと。

(特定隣接地域等に係る特例)

第十二条 申請者等が次の各号のいずれにも適合する場合は、当該申請者等に対する第八条の規定の適用については、当該申請者等は同条第一号の規定に

適合するものとみなす。

一 申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超え、かつ、当該放送系に係る放送対象地域が重複しないこと。

二 特定議決権保有関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系に係る放送対象地域の全部が次号の特定隣接地域に含まれること。

三 特定議決権保有関係を法第二十三条第二号イの關係に該当するものとみなし、かつ、同号ロ及びハに規定する關係を支配關係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系に係る放送対象地域の集合が、一の特定隣接地域を構成すること。

2 認定放送持株会社等が前項各号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号ロの規定の適用については、同号ロ(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

3 第一項の特定隣接地域とは、二以上の放送対象地域（全国放送、広域放送及び外国語放送に係るものを除く。）のうちの特定の一の放送対象地域に当該二以上の放送対象地域のうちの他の全ての放送対象地域が隣接する位置關係にある場合（当該位置關係と同程度に地域的關連性が密接であるものとして総務大臣が告示する地域に該当する場合を含む。）における当該二以上の放送対象地域の集合をいう。

4 第一項及び第二項の規定は、ラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）を行う地上基幹放送の業務について準用する。この場合において、第一項中「同条第一号」とあるのは、「同条第二号」と読み替えるものとする。

5 申請者等が次の各号のいずれにも適合する場合は、当該申請者等に対する第八条の規定の適用については、当該申請者等は同条第三号の規定に適合するものとみなす。

一 申請者等がラジオ放送（コミュニティ放送に限る。以下この項において同じ。）による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が一を超え、かつ、次のいずれにも該当すること。

イ 当該ラジオ放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。

ロ 特定議決権保有関係を支配關係に該当しないものとみなした場合に、申請者等が一の都道府県においてラジオ放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系の数の合計が、いずれの都道府県においても一を超えないこと。

二 特定議決権保有関係を支配關係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系に係る放送対象地域が属する都道府県が全て次号の特定隣接都道府県に含まれること。

三 特定議決権保有関係を法第二十三条第二号イの關係に該当するものとみなし、かつ、同号ロ及びハに規定する關係を支配關係に該当しないものとみなした場合に、申請者等がラジオ放送による地上基幹放送の業務に關し使用する放送系に係る放送対象地域が属する都道府県の集合が、一の特定隣接都道府県を構成すること。

6 認定放送持株会社等が前項各号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号ロの規定の適用については、同号ロ(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

7 第五項の特定隣接都道府県とは、二以上の都道府県のうちの特定の一の都道府県に当該二以上の都道府県のうち他の全ての都道府県が隣接する位置関係にある場合（第三項に規定する総務大臣が告示する地域に該当する場合を含む。）における当該二以上の都道府県の集合をいう。

（第九条第二号口の規定に係る特例）

第十三条 認定放送持株会社等にテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う者及びラジオ放送による地上基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号口の規定の適用については、同号口(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと」。

ただし、当該地上基幹放送の業務のうち一方がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務であり、かつ、他方がラジオ放送による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

2 認定放送持株会社等が第八条第二号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号口の規定の適用については、同号口(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送を除く。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

3 認定放送持株会社等が第八条第三号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号口の規定の適用については、同号口(1)から(3)までの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもラジオ放送（コミュニティ放送に限る。）による地上基幹放送の業務である場合は、この限りでない」とする。

（第八条第七号イ及び第九条第三号口の規定の適用に係る特例）

第十四条 第八条第七号イ及び第九条第三号口の規定の適用については、同一の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者の一方の者が他方の者に対して法第二条第三十二号ロ又はハに規定する関係を有する場合における当該関係は、支配関係に該当しないものとみなす。